○文部科学省令第三十五号

学校 教 育 法 等 \mathcal{O} 部 を改 正 す Ś 法 律 (平成三十 年法 律第三十 -九号) 0) 施 行 に . 伴 い、 及 (び学校: 以教育法 (昭 和

二十二年法律第二十六号) 第三十四条第二項及び第三項の規定に基づき、 学校教育法施 行規則の 部を改正

する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

文部科学大臣 柴山 昌彦

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則 (昭和二十二年文部省令第十一 号) の一部を次のように改正する。

次 0 表 によ かり、 改正 前 欄 に 撂 げげ 、る規・ 定 0 傍 線を付 した部分をこれに対 応する改 Ē 後欄 に 掲 げ る規 定 \mathcal{O} 傍 線

を付 た部が 分のように 改め、 改 正 前 欄 及 び改改 正後欄に対応して掲げるその標記部分に二 重 傍 線 を付 た 規定

(以 下 「対象規定」 という。 は、 改 正 一後欄 に掲げる対象規定で改正前欄 にこれに対応するもの を掲げてい

ないものは、これを加える。

規定は、高等学校に準用する。十四条、第五十六条の五から第七十一条まで(第六十九条を除く。)の第百四条 第四十三条から第四十九条まで(第四十六条を除く。)、第五	科用図書に代えて使用する教材について準用する。 する同法第三十四条第二項又は第三項の規定により前項の他の適切な教 第五十六条の五の規定は、学校教育法附則第九条第二項において準用第八十九条 [略]	2 [略] と 「略] と 「 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	第五十六条の五 学校教育法第三十四条第二項に規定する教材(以下この第五十六条の五 学校教育法第三十四条第二項の規定による教科用図書代替教材の使用は、文部科学大臣が別に定める基準を満たすように行うものとする。は、文部科学大臣が別に定める基準を満たすように行うものとする。は、文部科学大臣が別に定める基準を満たすように行うものとする。は、次のとおりとする。は、次のとおりとする。一 視覚障害、発達障害その他の障害 一 視覚障害、発達障害その他の障害 一 相覚障害、発達障害その他の障害	改正後
規定は、高等学校に準用する。 五十四条、第五十七条から第七十一条まで(第六十九条を除く。)の第百四条 第四十三条から第四十九条まで(第四十六条を除く。)、第	[項を加える。] 第八十九条 [略]	2 [略]	「条を加える。」	改正前

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	科用図書に代えて使用する教材について準用する。 する同法第三十四条第二項又は第三項の規定により前項の他の適切な教2 第五十六条の五の規定は、学校教育法附則第九条第二項において準用第百三十九条 [略]	3~5 [略] 定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。 定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。2 第五十六条の五から第五十八条まで、第六十四条及び第八十九条の規第百三十五条 [略]	科用図書に代えて使用する教材について準用する。 する同法第三十四条第二項又は第三項の規定により前項の他の適切な教第五十六条の五の規定は、学校教育法附則第九条第二項において準用2 [略]	2・3 [略] 2・3 [略] 2・3 [略] 2・3 [略]	2 · 3 [略]
	[項を加える。]	3~5 [略] 別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。 別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。 第五十七条、第五十八条、第六十四条及び第八十九条の規定は、特第百三十五条 [略]	[項を加える。] 第百三十一条 [略]	2・3 [略] 2・3 [略] 2・3 [略]	2 · 3 [略]